

事 務 連 絡  
平成 28 年 10 月 24 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

平成 28 年鳥取県中部地震により、同県内 3 市町（倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町）に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。各都道府県におかれては、別添 1 及び別添 2 の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。